

## 第36回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年4月28日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 箱石雄彦

農政係長 酒井美和子

農地係長 中田昌浩

## 5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 7 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 10 議案第 5 号 賃借料情報の提供について
- 日程第 11 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 12 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第36回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員11名のところ11名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

雪解けも進み、草地の雪もほとんどなくなり、肥料散布等の作業も徐々に行われる頃とは思いますが、そのように大変お忙しい中、第36回総会に全員の御出席をいただきましてありがとうございます。また、農政部会の皆さまにおかれましては、9時半からの会議に引き続きの総会ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、4月11日に町の担い手支援協議会総会が開催され、出席をしましてまいりました。その中で、今まで進められていた国の支援事業のクラスター事業について、29年度は組まれていないようですが、変わって楽酪事業という事業が考えられているようでございます。事業内容につきましては、主に搾乳ロボット、ミルカー、自動離脱装置、哺乳ロボット等で、トラクター、作業機以外ということで進められているようでございます。

また、町では、皆さま御案内のとおり農業後継者就業交付金制度が施行されました。現在就農されている後継者については対象外ですが、新規に就農される方については、月額5万円で最大36ヵ月間交付されます。農業関係者では今のところ1件ということですが、この事業につきましては、昨年3月に町長に提出しました建議書の要望の一つでございますので、各地区において対象となる方がおりましたら、利用していただきたいと思っております。

さて、今回は6件の議案を提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番白川俊明委員、6番新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 議案第 1 号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 1 号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の 4 の ( 4 ) の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員 3 名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は 3 件の現況証明願でございますが、浜農委 2 9 - 1 号の願い出人は、釧路市文苑 3 丁目 4 9 番〇〇号、〇〇〇〇氏、願い出地は浜中西 2 線〇〇番ほか〇筆、合計面積〇万〇、〇〇〇㎡で、所有権移転を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか 3 名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、山林及び原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委 2 9 - 2 号の願い出人は、茶内西 4 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西 5 線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、牛舎の建設に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか 3 名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い

出地は、一部牧草ロールの保管場所として使用され、その他は農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委29-3号の願い出人は、姉別南6線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は姉別南6線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇万〇、〇〇〇㎡で、住宅建設及び太陽光発電施設の設置に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか3名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、既にバンガーサイロ、飼料調製庫、機械保管庫が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。  
はじめに、浜農委29-1号の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委29-2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委29-3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

各委員	次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。 お諮りします。
議長	浜農委29-1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委29-1号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委29-2号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委29-2号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委29-3号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委29-3号は、原案のとおり可決されました。
事務局長	日程第7 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。  議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、使用貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
整理番号1について、11番谷口委員、お願いします。

谷口委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。  
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号農地法第4条の規定による許可について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用

の制限が規定されております。また、農地法第7条では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は2件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大による仔牛の増頭と、施設の老朽化により新たに哺育牛舎を建設しようとするもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用するものでございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか3名の委員により〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

次に、整理番号2の申請者は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに牛舎を建設しようとするもので、ふん尿処理対策など現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用するものでございます。現地調査につきましては、嵯峨委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第2号の審議に入ります。  
まず、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第9 議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放

牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認し、総会で決定することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、売上高の過半を占める事業が農業であるか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は2件の届出で、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、霧多布西4条1丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。  
まず、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

各委員	<p>次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。</p>
事務局長	<p>日程第10 議案第5号賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>議案第5号賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされております。</p> <p>平成28年5月25日付け「28経営第509号 農地法の運用について」では、「農業委員会は農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」という内容の通知が、農林水産省経営局長より出されております。</p> <p>別紙の標準賃借料につきましては、平成28年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書、さらには農地中間管理事業による農用地利用配分計画書により、農地の賃貸借契約がなされました賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出したものですが、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。</p> <p>以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げますが、詳細につきましては</p>

は農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入1件と同団体からの賃貸借8件、〇〇〇〇〇〇〇からの売渡1件、合計10件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、茶内西6線〇〇〇番地、〇〇〇 〇氏、対象地は茶内西5線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2は、農地保有合理化事業による 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

〇〇からの売渡に伴うもので、対象地は、姉別南1線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別南4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号3から10は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借でございますが、整理番号3の対象地は、円朱別西5線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西4線〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号4の対象地は、姉別緑栄〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号5の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番の内ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号6の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番の内、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号7の対象地は、姉別緑栄〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号8の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号9の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号10の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の審議に入りますが、本案については、整理番号1と整理番号3から10で〇番〇〇〇〇委員と私が、整理番号5で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の順番といたしましては、整理番号2の審議を先に行い、続いて整理番号1, 3, 4, さらに整理番号6から10の審議をし、最後に整理番号5の審議を行います。

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号1以降の審議に入りますので、〇〇〇〇委員と私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号10の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。  
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号9を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。  
よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号10を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。  
よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号5の審議に入りますので、〇〇委員は、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、引き続き、会議を行います。  
これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。  
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員、〇〇入室、着席)

議 長 日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程については、5月26日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月26日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月26日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第36回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

5番 白川 俊明

浜中町農業委員会

6番 新井 功仁恵

# 農地法第3条調査書

調査日：平成29年4月18日

第36回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号1 (使用貸借)

譲受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇
調査員	谷口正明委員	作成者	農地係長 中田昌浩
	判 断 理 由	該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる	しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない	しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない	しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる	しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている	しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の賃貸借する農地であり転貸には該当しない	しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため本件の権利取得により周辺の農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。	しない	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 1 (買入)

譲受人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	譲渡人	○○○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		す る	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		—	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 2 (売渡)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 3 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 4 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 5 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 6 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 7 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 8 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会  
議案第 6 号 整理番号 9 (賃貸借)

賃借人	○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○ ○○	賃貸人	○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 1 0 (賃貸借)

譲受人	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	